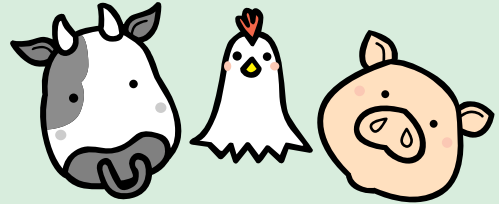


# 家畜衛生部 だより



発行所

社団法人  
山口県畜産振興協会

〒754-0002

山口県山口市小郡下郷2139 JAビル

☎(083)973-2725

FAX(083)974-1030

## 鳥インフルエンザ世界的流行の前ぶれか

韓国や日本、東南アジアで大量の鶏が死んだ発生地域は、今まではアジアに限局されてきましたが、平成17年の夏以降、欧州でも鳥への感染が拡がり始めました。

平成17年7月には、ロシアとカザフスタンで、10月には、トルコやルーマニアでも、鳥インフルエンザの感染が確認されており、世界的な流行の可能性が指摘されています。

また、感染ルートとしては、渡り鳥がウイルスを運んだとみられおり、欧州から飛来ルートがあるアフリカに拡大する恐れも強まっています。

さらに注目すべきは、隣国中国においては、従来は、香港、マカオ等東南地域で発生がみられていましたが、10月末に発生した日本寄りの東北部遼寧省の発生例では、極めて短期間に各地に飛び火、11月7日現在15地域へとまん延が拡大しています。中国政府は、その防圧に懸命の努力を傾注していることですが、既に膨大な経済的被害を蒙っているようです。

1918〜19年に世界で約5千万人ともいわれる死者を出したスペイン風邪ウイルスを米疾病対策センターが遺伝子工学技術で復元したところ、スペイン風邪は鳥のウイルスが変異したものであることが判明しています。そのため人への感染・流行が懸念されており、各国が協力して鳥インフルエンザに対する監視体制の強化、技術や資金、予防・治療薬の確保などの取り組みが進められております。

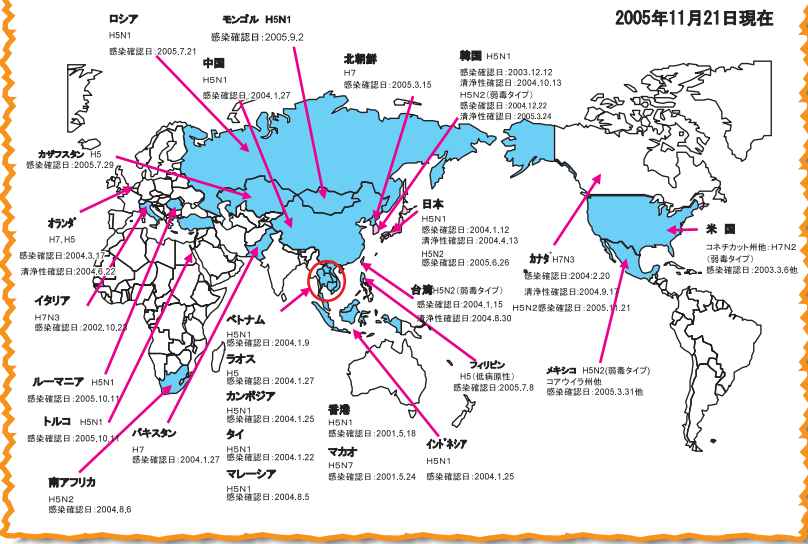
今までの動物間での感染例をみますと、今回の中国の例を含めて、鳥から人への鳥インフルエンザの感染は、アジアの地域でかなりの例数が確認されていますが、人から人への感染が確認された例はない

とされています。ウイルスの突然変異の起こる前に世界の英知を結集して、なんとしても高病原性鳥インフルエンザを撲滅したいものです。

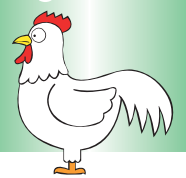
国内においては、ウイルスの侵入を防ぐことが対策の第一歩です。各養鶏場におかれては、無用な外部との接触を極力控えることが重要であると同時に防鳥ネットによる野鳥対策、消毒の徹底等、それぞれの養鶏場の立地条件にあった防御策を立てられま

高病原性鳥インフルエンザの発生状況 [ 青 浄浄性未確認国、赤 浄浄性確認国・地域 ]

2005年11月21日現在



# 茨城県での弱毒タイプの 鳥インフルエンザ、未だ終息せず！



平成16年1～3月、本県、大分県、京都府で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。タイプはH5N1であり、急死が特徴的でした。家畜伝染病予防法に基づく防疫措置が行われ、関係者の努力により感染を局限した形で終息することができました。

しかし平成17年6月26日、茨城県の1採卵鶏農場でH5N2の感染が発見され、その後の検査により茨城県で40例、埼玉県で1例の感染が確認され、防疫措置が行われています（平成17年12月27日現在）。いずれの農場も症状がほとんど見られず、抗体検査等で確認されました。

## 今回の特徴

- ・ウイルスはH5N2（現在、東アジア等で発生しているH5N1ではなく、中南米で確認されたものに類似）。
- ・発生時期、発生原因の特定は困難（調査継続中）。
- ・全国一斉サーベイランスの結果、感染は茨城県中南部及び西部の一部に限局。
- ・症状はほとんど認められず、病原性は低いが、伝染力は強いと推察。

（17年10月31日感染経路究明チーム検討会中間報告より）

今回の事例は弱毒型ですが、過去の外国の事例では強毒型であったものが強毒型に変異した事例が報

告されています（H5N2、アメリカ・83年、メキシコ・94年～95年、H7N1、イタリア・99年～00年）。そのため、症状の有無に係わらず、H5またはH7が確認された場合は法に基づく防疫措置が行われます。今回、茨城県・埼玉県の事例では、発生農場の飼養羽数総数約600万羽、殺処分羽数は約251万羽にも達し、残りの鶏も家畜保健衛生所の厳重な監視下に置かれ、検査が継続されています。現在、中国等でH5N1の発生が問題となっており、渡鳥の渡来が増える季節となったことから、国内への侵入が危惧されていますが、発生防止に向けて、衛生管理の点検をよろしく願います。

野鳥の侵入を防止する（鶏舎、堆肥舎等に防鳥ネット等を展張し、野鳥と接しないようにする）。

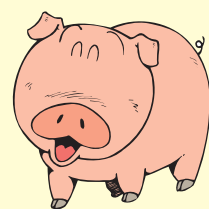
野生動物、衛生害虫の駆除を行う。  
飲用に適した水を給水する（野鳥や野生動物との接触が考えられる生水は使用しないこと）。  
部外者の来訪を極力制限し、出入口には消毒槽を常備する。  
日常の衛生観察を徹底し、異常がある場合には獣医師、家畜保健衛生所へ連絡する。

## 豚コレラに関する 特定家畜伝染病防疫指針 策定作業大詰め

平成15年に家畜伝染病

予防法が改正され、特に重要な家畜伝染病については、国、地方公共団体、関係機関等が連携して発

生の予防及びまん延防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針）が農林水産省で策定されています。これまでの、「高病原性鳥インフルエンザ」、「BSE」、「口蹄疫」、「3疾病に引き続き、今現在、豚コレラに関する防疫指針策定作業が進行中です。



我が国では、平成5年以降、豚コレラの発生がなく、養豚先進国（米国・EU等）と同様にワクチンを用いない防疫体制への移行を目指しています。平成8年度から全国で撲滅対策運動を展開、平成12年度からワクチン接種を原則的に中止し（知事の承認の下でのみ接種可能・95%の農家が中止）、併せてワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入を制限してきました。この間、鹿児島県で未承認ワクチンの使用に起因すると思われる疑似患者の発生が、限局的に確認されましたが、その他では異常は認められず、我が国は豚コレラについて清浄であると判断できる状態になっています。

# 24ヶ月齢未満の死亡牛処理に伴う補助の廃止について

## 現在の事業では・・・

我が国のBSEを早期に根絶し、生産者や消費者の安心と信頼を回復するため、死亡牛の円滑かつ適正な処理体制を緊急に構築することを目的とした「死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業」において、月齢に關係なく、死亡牛の運搬や処理に要する経費に対する補助を行っています。

このことにより、24ヶ月齢未満の死亡牛については、平成18年4月1日以降に処理された牛は補助の対象外となります。

なお、BSE検査を必要とする24ヶ月齢以上の死亡牛については、これまでと同様に補助は継続して実施することとなっています。

## 来年度以降は・・・

しかし、死亡牛は本来は産業廃棄物であり、その処理は家畜の所有者の義務であること、平成14年からの事業の実施や化製処理施設の整備の取り組みにより、死亡牛を適正に処理するシステムが構築されたこと、等の理由から、平成18年度からBSE死亡牛検査を必要とする24ヶ月齢以上の死亡牛の運搬、処理に要する経費のみの助成となることの方針が農林水産省より示されました。



牛飼養者の皆様へ

補助事業の内容が変わります。

## 死亡牛の検査と処理について

平成18年4月1日から死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業の補助内容が下記のように変わります。

24ヶ月齢未満の死亡牛の輸送と処理を促進するための国の補助がなくなります。

(平成18年3月31日までに適正に処理された24ヶ月齢未満の死亡牛については、国の補助があります。)

BSE検査を実施する24ヶ月齢以上の死亡牛については、適正に処理される場合、生産者に対してこれまでどおり国の補助があります。

死亡牛のBSE検査は、消費者の安心と信頼の確保に寄与しています。

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
(社)全国家畜産物衛生指導協会

今回の防疫指針には、基本方針 防疫措置 防疫対応の強化の3つの柱が立てられています。基本方針では、本病の防疫対策は、病原体の侵入防止と発生した場合のまん延防止対策を最重点としています。また、防疫上の混乱を避けるため、国と都道府県は、家畜衛生関係団体、養豚関係団体及び養豚経営者の協力の下、早期にワクチン接種を全面中止し、国内における豚コレラの撲滅を確認できるよう対策を実施するとされています。防疫措置としては、異常豚の発見の通報から病性決定までの措置、病性決定時の措置、発生農場における防疫措置(殺処分、緊急ワクチン接種等)、疫学関連農場などにおける防疫措置、家畜や堆肥等の移動制限と家畜集合施設における催物の開催等の制限(防疫区域3km、監視区域10km)、清浄性を確認するための検査や、ワクチン接種、感染経路の究明等が明記されています。防疫対応の強化としては、危機管理体制の構築、試験研究機関等との連携、清浄性維持の確認が盛り込まれています。

今後、家畜保健衛生所から詳しい情報提供もなされると思いますが、豚コレラだけでなく家畜伝染病の侵入を防ぐには、平成16年12月に施行された飼養衛生管理基準(10項目)に基づいて衛生的に家畜を管理することが重要となりますので、その順守についても併せてお願いします。

